

中野市地域支え合い商品券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により影響を受けている市民及び新型コロナウイルス感染症のまん延により、事業活動に大きな支障を来している市内事業者を支援するため、市民に商品券を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 市が発行する中野市地域支え合い商品券をいう。
- (2) マイナンバーカード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (3) 交付対象者 令和4年6月17日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) マイナンバーカード所持者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 基準日において有効なマイナンバーカードを有している者
 - イ 基準日の翌日から令和4年12月28日までの間に本市でマイナンバーカードの交付を受けた者
 - ウ 基準日の翌日から令和4年11月30日までの間に本市に転入（令和4年11月30日までに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する届出をした者に限る。第6条において同じ。）し、令和4年12月28日までにマイナンバーカードの券面更新を受けた者
- (5) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (6) 取扱事業者 市内に事業所を有し、特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (7) 一般商店等 取扱事業者のうち、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいう。

(8) 大型店等 一般商店等以外の取扱事業者をいう。

(商品券の交付額等)

第3条 商品券の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 交付対象者 1人につき3,000円

(2) マイナンバーカード所持者等 1人につき2,000円

2 商品券の1枚当たりの券面金額は500円とし、交付する商品券の種類及び金額の内訳は、次の表のとおりとする。

| 対 象 | 名 称 | 内 容 | 枚数 | 金 額 |
|---------------|----------|----------------------|----|--------|
| 交付対象者 | 一般商店等利用券 | 一般商店等で利用できる商品券 | 4枚 | 2,000円 |
| | 共通券 | 一般商店等及び大型店等で利用できる商品券 | 2枚 | 1,000円 |
| マイナンバーカード所持者等 | 一般商店等利用券 | 一般商店等で利用できる商品券 | 2枚 | 1,000円 |
| | 共通券 | 一般商店等及び大型店等で利用できる商品券 | 2枚 | 1,000円 |

(商品券の使用期限)

第4条 商品券の使用期限は、令和4年12月31日とする。

(商品券の交付)

第5条 市長は、商品券交付事業の実施に当たり、基準日の終了時点の住民基本台帳における交付対象者の氏名、住所等を掲載した交付対象者リスト（第6条及び第7条において「リスト」という。）を作成し、これに基づき交付を行うものとする。

2 商品券は、交付対象者及び第2条第4号アに規定する者については、交付対象者の属する世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以後に死亡又は転出した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者）に対し、送付するものとする。

3 第2条第4号イ及びウに規定する者については、マイナンバーカードの交付を受けるときに、当該者又は当該者が受け取りを委任した者に商品券を交付するものとする。

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている等市長が特に認める場合は、当該者に対して送付すること

ができる。

(転入者への商品券の交付)

第6条 市長は、交付対象者でない者で、基準日の翌日から令和4年11月30日までの間に本市の住民基本台帳に記録されたものをリストに掲載し、転入者1人につき交付対象者1人分の商品券を交付するものとする。この場合において、前条第2項及び第4項の規定を準用する。

(申請による商品券の交付)

第7条 リスト掲載者のうち、令和4年12月28日までに母子健康手帳の交付を受けた者(基準日以前に出産した者を除く。)は、母子健康手帳1冊につき交付対象者1人分の商品券の交付を受けることができる。

2 前項の規定により商品券の交付を受けようとする者は、中野市地域支え合い商品券交付申請書(別記様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、交付の可否を決定し、通知するものとし、交付の決定を受けた者に商品券を交付する。

(取扱事業者の登録)

第8条 市長は、別に定める方法により取扱事業者を募集し、応募した事業者を登録するものとする。

(取扱事業者の責務)

第9条 取扱事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

2 市長は、取扱事業者が前項の責務に反する行為を行ったときは、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第10条 市長は、特定取引において使用された商品券を提出した取扱事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 商品券の換金手続は、市長が別に定め、当該換金業務を信州中野商工会議所に委託することができる。

3 取扱事業者は、令和5年1月31日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により商品券を入手又は使用したと認めるときは、当該商品券又は券面金額に相当する金銭を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年8月8日から施行し、令和4年6月17日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第7条関係）

中野市地域支え合い商品券交付申請書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

中野市地域支え合い商品券交付事業実施要綱の規定に基づき、令和4年12月28日までに母子健康手帳の交付を受けた者（基準日以前に出産した者を除く。）に該当し商品券の交付を受けたいので申請します。

添付書類

- ・母子健康手帳の写し